

第 26 号議案

志木市下水道条例の一部を改正する条例

志木市下水道条例（昭和 56 年志木市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 10 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

下水道法施行令の改正に伴い、規定の整備をしたいので、下水道法第 12 条の 11 第 1 項第 2 号の規定により、この案を提出するものである。